

6か月の話もそうですし、介護福祉士の比率も、今後、検討ということであると思いますが、これで介護福祉士が増えていって、安定的に質が向上していくことを望むところのものとの部分のしばらくの猶予期間であったり、そんなシステムの考え方が絶対必要なのではないかと思う次第です。決して19年の改正ありきということではなく、もう一度そこを見直すことはできないのかなというふうに私自身は思っておりましたが、時間を少なくすとか、また、近くで受けやすいとか、さまざまな環境を整えていくという補助策をさまざまにやっていただくことが必要です。直近で先日発表されました、介護の職員の平均給与は1万2,160円アップしました。処遇改善交付金の効果も十分出てきておりますでしょうが、まだまだ現場にとっては、その給与が反映されても魅力ある職業になっていないと思いますし、多くの方がこの仕事に就きたいというふうにはなかなかになってこない。そこで介護福祉士を目指すのは当然だと思っておりますけれども、その部分のハードルを上げたままではなく、何らかの緩和措置が必要なのではないかと思っている次第でございます。

今日は、追加といいますか、私どもの資料を出させていただきました。直接この部分の議論ではないですが、一番最後に付いておりますのは、私どもの各事業所向け、法人のeラーニングでやっている研修です。現場で働きながら学ぶというところと、資料2の2ページの下段、eラーニングのメリットというところは通信教育を活用して、身近な地域で、過去の研修、そういったものも考えながら、受講の費用軽減、代替職員も要らない。そういう効果のためにということで、まだ時間数が少ないではありますが、まずはスタッフの導入時、約6時間程度で接遇マナーまで含めてつくらせていただいて、マネジメント業務、管理者としての研修を5時間ぐらい。それぞれサービス別に訪問介護、入浴、通所、さらには居宅介護支援というものをつくらせていただきました。それぞれ各单元、各章の終わりには小テストをして確認ができる。こういう状況で、職場でも自宅でも、いつでもという状況のものをつくらせております。

少しページを飛ばさせていただいて、6～7ページ辺りは、全体のカリキュラムの内容と時間数を細かく書かせていただきました。本来の基礎研修の部分ではなかなかターゲットにならないのですが、マナー部分の画面を8ページに、こんな動画を入れながら、楽しく飽きないでそれぞれポイントを整理していく。当然、繰り返しもできますし、重ねてできるという状況で10月1日にスタートさせました。今はまだ少ないですが、600名程度お受けいただいているという状況で、今後、私どもの法人と事業所の中で、導入時にはこういった研修をまずベースとしてお受けいただくことを考えて、最低限のレベルの統一をするために実施しているところです。参考として出させていただきました。

最後の方はパンフレットで、かなり価格も安くしながら、本当は開発で時間を伸ばせば伸ばすほど費用はかかるわけですが、今後は、制度改正の対応があったり、さまざまな追加の部分をやっついこうと思っている次第です。

15ページ、16ページは、職業能力開発の部分での評価軸をレベル6ぐらいまでつくらせていただきました。給与を含めてというもので、初級、中級、上級、プロと。今、名人と

いう話もありますけれども、整理したものです。なかなか現場で使いづらいのですが、今後、こういったものを業界の標準としてやっていきながら、給与ベースは法人別に違いますが、これらを標準としながら、レベル2であればこれぐらいの給与とか、こういったレベルで再入職ができる、というふうな工夫をしていきたいと思っています。

さて、少し質問でございますけれども、資料2の1ページ目でございます。①のところ、ホームヘルパー1級については平成24年度に基礎研修と一本化、その下の基礎研修の部分は、実務研修と合わせるということになりますと、3ページ、図の導入的研修の上に介護福祉士、その間にこれが残るという理解でいいのかどうかというところでございます。そこをどういうふうに考えるかというところを、是非教えていただきたいと思っております。

それから、時間を縮める。実務研修450時間ということでございますが、当然、カリキュラムを見ながら中身を精査いただき、どういうものが削れるかということの内容精査とか、根拠は当然あるだろうということで、その整合性をとっていただいているというふうに理解をしておりますけれども、その辺についてどういうふうに整理をされたのか。

最後に、13ページでございます。450時間6か月研修、確かにこのレベルぐらいであれば、仕事をしながらということもあると思っております。2級取得者の場合は130時間分は免除と。そうした場合に、45時間と仮定されているスクーリングはどれくらいかということも是非お聞きしたい。

あとは、これを前提とした場合でも、この間からヒアリングがあり、現場が疲弊しているということもありましたので、やはり受けやすい状況をいかにつくるかということだと思います。特に身近なところでありましたら、養成校等もありますけれども、通信教育で今、社会インフラとしてさまざまな研修であったり、2級ヘルパーの養成校も持っております。そういったものを是非活用いただいて、どこでも、いつでも、だれでもというような環境を全国でつくる。また、それを御支援いただくことを是非配慮いただいて、やっていただきたいということでございます。当然、その中の基準、規定等も、参入しやすく、また、だれでも受けやすく、そういう受講とか、学校がたくさんできることを目指していきたいということを切に希望しております。

以上でございます。

○駒村委員長 北村さん、質問は3つという理解でよろしいですか。

○北村委員 はい。

○駒村委員長 事務局、資料2の質問1に最初にお答えいただきたいと思っております。

○泉福祉人材確保対策室長 ホームヘルパーの1級と、介護職員基礎研修と、今回の実務者研修との関係でございます。

まず、ホームヘルパー1級につきましては、平成24年度から既に介護職員基礎研修と一本化と書いておりますが、介護職員基礎研修だけになることが予定されております。しからば、介護職員基礎研修があるとして、今回の実務者研修との関係をどうするかということですけれども、それも実務者研修の方に一本化してはどうかという提案でございます。

したがいまして、一番下のところにちょっと矢印が出ていますが、ホームヘルパー1級と介護職員基礎研修の両方が、実務者研修に一本化されることとなります。構図としましては、3ページの図をごらんいただきますと、ホームヘルパー2級研修相当のものが導入的研修のものに新たに置きかわり、介護福祉士のところで、時間数については御議論があるところですが、450時間になるということです。

しからはそれが2段階なのかということ、そこは表現の問題なのですが、段階的に無理なく取得できるようにする方策も一方で必要だということをお願いしておりますので、この段階はここまで来いということではなく、段階的に無理なくたどり着いて、450時間を積み重ねていける方策も併せて取るということだと思います。考え方としては、今、申し上げたとおりで、ホームヘルパー2級が改まった初任者研修と実務者研修、これが基本にあるということです。

13ページ目の図に絡んで、スクーリングは何時間になるのかということがございました。実はこれも仮定で45時間としているということですので、ほかの医療的ケアの関係の在り方によっては変動することがあり得ると思っております。特にホームヘルパー2級取得者の場合についてどうするかということも、今後、検討する必要があると考えています。

600時間を450時間とした考え方でございますが、一人前の介護福祉士として必要とされる知識・技術は身につけていただく、そういう必要な研修をすることを義務づけることについての本質的な考え方を変えたわけではないのですが、一方で、利用者とのコミュニケーションなどを通じて身につくものも多いという御意見もあったことを踏まえて、改めて検討したところ、何とか450時間でも当初予定している到達点にたどり着けるのではないかと、という考えで整理させていただいたということでございます。

制度の知識、医療職との連携に必要な知識、あるいは介護過程や認知症といった、ひとりの勉強ではなかなか難しいところは、きちんと勉強していただく必要があるということでございますが、介護技術等については評価し直す余地があるのではないかと考えて、450という数字を提示させていただいたところでございます。

○北村委員 ありがとうございます。そうすると、結果、一本化しつつ、24年と27年という段階では時限的な措置をしながら、ということを考えればよろしいのでしょうか。既存の受講生も、当然、医行為の研修はヘルパーにも追加するということは当然あると思っておりますけれども、その部分も、資格をお持ちの方はそのまま、基礎研修を終わった人は当然実務研修が終わっているというふうな形の措置をしていく、ということよろしいのでしょうか。

○泉福祉人材確保対策室長 新たに講じられる実務者研修との関係で、既に受講された研修が無駄になってしまう、評価されないということはないようにする、という考え方が基本だと思っております。時間数についても議論をいただいて、まずは将来の姿を決めたところで、今まで受講された方が不利にならないという考え方を基本に置きながら、経過措置を考えていくというふうに考えております。

○北村委員 ありがとうございます。

○駒村委員長 では、因委員、どうぞ。

○因委員 この委員会は、この際ですから、もっと細かく議論をしていきたいというふうに思っています。まず、資料2の(2)の①のところで初任者研修に一本化するというところがありますけれども、非常に複雑な思いで見えています。複雑というのは、ホームヘルパーの養成研修というのは、訪問介護員にとっては大変重要な意味があって、そして、役割を果たしてきたと思っています。訪問介護員養成研修、ヘルパー2級相当の研修を受けて、実際は施設に就職しておられる方もたくさんおられます。それはこの場でも指摘したとおりですが、しかし、訪問介護をする人にとっては大変重要な研修であった。これが施設・在宅を問わず初任者研修に一本化するとすると、私は現場を20年担った者として、施設介護と在宅介護は違うという思いがずっとあります。訪問介護は1対1介護、個別介護をやっていますけれども、施設は個別を見ながら集団介護をやっているという、大きな違いがあります。これが研修内容を一本化されることで、ホームヘルパーの質がどのように変わるのだろうかというのはちょっと心配するところです。何か仕組みをもっと考えないと、単純に一本化はできないのではないかと。在宅と施設に共通の導入研修になることが、果たしていいのかなというのは危惧しています。

次に、ホームヘルパー1級は介護職員基礎研修と一本化とあります。既にヘルパー1級は廃止する方針が出ていたと思いますけれども、これは、介護職員基礎研修に吸収されるというふうに思った方がいいのかなと思っています。ヘルパーの1級はトータルで360時間の研修を受けます。基礎研修は500時間ですので、この中に吸収されるのかなというふうに思って見えています。

②のところですが、介護職員基礎研修と6か月研修を一本化してはどうかと書かれていますが、一本化することは大変重要だろうというふうに思っています。ここでも、介護職員基礎研修500時間、今度提示されている実務者研修450時間ですので、ここをどうやって整合性をとるのかというのは、私も今、悩んでいるところです。

次のページです。③の下から2つのマルですが、ここにも実務者研修の時間数450時間。先ほど言いましたように、基礎研修との整合をどうするかということが気になっています。

それから、一番最後のページ、実務経験者の学習イメージのところですが、備考欄に「ホームヘルパー2級取得者の場合、130時間分は免除」とあります。私は、当然、免除するべきだろうと思っています。ただ、免除の仕方が、7ページを見ていただくとわかるのですが、基礎研修の場合、2級取得者の場合は、実務経験を加味して500時間のうちの150時間を受ければよいとなっています。要するに350時間免除されています。しかし、実務者研修の方では130時間の免除ですので、もっと免除されてもいいのではないかと思います。さらに、実務が1年未満の2級修了者は、受講期間が210時間ですので290時間の免除が基礎研修ではされるということになっています。この辺も、整合性を考えるならばもう少しきめ細かくいきたいなというふうに思っているところです。

○駒村委員長 事務局から、因委員に関して何かコメントはありますか。

○泉福祉人材確保対策室長 基礎研修と実務者研修との関係について、どう考えるかということですが、介護職員の基礎研修を既に終わられている方につきましては、医療的ケアの分、たんの吸引などについての研修内容が、既に受講された方であるにしてもその分が入っておりませんので、その部分はやはり学習していただく必要があるのではないかと考えています。

ヘルパーの方々の免除につきましては、医療との連携、あるいは介護過程の部分について十分かどうかということもありますので、その辺りの科目は追加して学習していただくことが必要と考えております。一方で、ヘルパー受講者の方の御負担も考えるということですので、仮の案としまして、130 時間免除でどうかということを書かせていただいたところでございます。更に御意見があれば、なお伺っていききたいというふうに思います。

○駒村委員長 ありがとうございます。

では、河原委員。

○河原委員 今日は、資料2に「本日特に御議論いただきたい事項」と書いてございましたので、その点だけ、現場を代表した意見を言えるかどうかは別にして、現場感覚を大切にしながら発言したいと思います。

研修内容について施設・在宅を問わずということですが、私は、記載の方向で従来より考えて発言させていただいておりますので、賛成の立場でございます。ヘルパー2級資格は、私も以前取得しましたけれども、確かに在宅を意識した内容だったと思います。しかし、施設で働こうとする人も、当然、獲得しなければならない知識や実習だったように思います。したがって、「施設・在宅を問わず」は当たり前だと思います。しかし、研修内容も更に充実させるというふうに記載してございますので、今、因委員が御指摘されましたように、施設と在宅とは違うということも配慮されるべきだろうと私は思います。大切なことは、前回も言いましたけれども、この研修はあくまでも導入的研修だということを、受講生にしっかり認識してもらうことだと思います。

それから、介護人材の養成体系をわかりやすく云々ということで、一本化のことが書いてございました。この検討会の第1回目でも、印象としては、いろんな研修の仕組みをもっとスリムにわかりやすくできないものか。援護局と老健局と2つになっていて、現場では混乱している、というような御指摘をされた委員の方もいらっしゃったように思います。私は、可能であるならば、すべからず制度なり体系なり運用なりは、シンプル、スリムであった方がいいと思います。その方が目指すべき方向性が理解されやすいですし、目標なり目的の到達が比較的スムーズに行くのではないかと思うからでございます。私はこの考え方に賛成でございます。

450 時間のことがいろいろお話しされて、私は賛同する立場から言いますが、先日のヒアリングの皆さんとだぶる意見を言うかもしれませんが、今回の件につきましても、今まで現場の十数人の組合員の意見を聞いてまいりました。大体共通していることは、最

初に来るのがちょっと本質の話ではないのですが、まず、時間がとれない。それから、お金がない。この2つは必ず言われました。「お金は幾らぐらいかかると思えますか」「30万ぐらいかしら」と。そんな話も飛び交ったりして、そんなお金とても払えないというような話が始まりまして、現場はちょっと露骨でございます。

ただ、皆さんは、自分の介護はいかほどのレベルのものかという検証をしたがっている、ということはあったと思います。それから、技術に関しましても、知識に関しましても、向上心は十分に持っていると思います。ただ、広報活動、600時間云々という言葉が浸透していないという御意見もありましたが、これは全くそのとおりでございます。600時間研修というのが、一たん仕事を休職して、どのように学習をするのかというイメージ、仕事と学習のバランスのイメージがつかめていないというか、よく理解していない方がほとんどでございました。言っている私自身もつかめていませんでしたので、余計にややこしかったかもしれません。

それから、これもよく出てくるのが、苦勞して研修を受け介護福祉士の資格を取得すれば、賃金にどの程度反映されるかということでございます。見えない不安は当然聞きます。期待したいけれども、現場の者たちは、げたをはくまではわからないということで、信用していないとは言いませんけれども、どうなのかという不安はいつも出ております。最後に、仕事の穴をあけたときの代理を出すと。そんなに現場は簡単ではない、甘く見ないでよというような話も確かにございました。

復帰したときの心配もしておりました。今、通信との抱き合わせのことが中心になっていますので、これは払拭されるかと思えますけれども、一たん出て帰ってくるというのは現場の者たちは非常に不安です。これは是非理解していただきたいし、労務問題は必ず発生すると思っております。

私も、当初は通信とのジョイントの話をよく理解していなかったこともございますので、600時間の講義を受講することからして非常に現実離れしていると思っておりました。しかし、この検討会で議論を進めることで、こうした現場の方たちでも、社会的な地位を向上させるために、勿論、質の向上をさせるためにということとイコールですけれども、必要とされる実務者研修を、働く者が、これなら頑張れるぞという方策を見つけられるように私は発言してきたつもりでございます。

前回も、受講する者の向上心を大切にして、時間的、経済的、現場の業務回し、そういった面から必要最小限のカリキュラムにできないか、もう一度再考していただきたいという発言をさせていただきました。私は教育の専門家ではございませんので、450時間がいいのかどうか、正直わかりません。これから受講する者たちにとって、再検討された最低必要なカリキュラム、時間であり、「働きながら」というポイントに十分配慮された見直しであると理解したいと思えます。

資料2の最終ページのイメージでは、順当にいけば1年ぐらいの勉強になるのではないのでしょうか。このイメージを頭に描きつつ、私は事務局案に賛同したいと思います。

○駒村委員長 ありがとうございます。

是枝委員、お願いします。

○是枝委員 今、骨子案と資料2を見て、介護職員というのは単なる労働者なのかなと、そんな印象をここからは持ちました。余り教育というのは必要ではないのではないかと。促進的に労働できる人を育成するのかなと、ちょっと今までと違う感じがしました。

でも、やはりそうではないのだと。不安を抱えて仕事をするのではなく、きちっと専門職として仕事ができ、安心して仕事をする。そして離職率を減らしていくというのが目指すものだろうというふうに、また気を取り直して考えたときに、資料2の12ページ、実務者研修（6か月研修）のカリキュラムが600時間から450時間になったと。先ほどの室長の話もわからないわけではないのですが、本来の介護福祉士教育としては1,650時間から1,800時間になって、そして、いろいろな内容がそこで精査されたわけですね。600時間ということでここはあったと思うのです。そこにプラス医療的ケアが含まれたにもかかわらず450時間に少なくなる。そして、2級を取る方は更に130時間は減らす、スクーリングは45時間というのと、では、どういう介護福祉士なのだろうか。イメージがちょっとわからないですね。

どの程度の仕事をする人なのかということを見ると、どうしても量を考えたときに今回のこのことでやらざるを得ないというのであれば、このカリキュラムのところを、知識としてわかることは何で、スキルとしてできる到達点はどのようなものなのか、きちっとチェック項目を掲げる。現場で働いた方がこの研修を受けるわけですから、御自分が行っている事例、その事例から個々に考えられる科目ということが反映できるような、そこをきちんとする。最大限譲歩して、そこかなというふうに思うのです。

そのときに、「介護の基本」のところに「など」と書いてありますが、記録とかすごく重要なので、記録の意義とか目的をきちっとこの中に入れてほしい。「生活支援技術」の中でも、介護というのは、準備があって、実施があって、片づけがあって、そして記録。自分が行ったことは、根拠に基づいて行ったのだ、あるいは計画に基づいて行ったのだ、ということを示すことができるようにすることが望ましいと思います。

それから、介護過程が新しいカリキュラムでは非常に重要になったわけですが、6か月の実務者研修の場合は、45時間というスクーリングの中でどのようにここを教えるのか。さらっと介護過程というのはこういうものだというふうなことではなく、これが実践の中で活用できなければ意味がないと思います。通信というのは、仕事が忙しくて時間がなくて、先ほどeラーニングの話もありましたが、やはりその人の気持ち次第ですね。いくら45時間とか、1,000時間とか、600時間と言われても、本人のやる気によってはかなり違ってくるものなので、その辺りの到達点とか、どうするのか。スクーリングで教えるときにどこのところをきちっとやるのか、そして卒業とみなすのかという辺りを明確にして、これからはやっていただきたいと思います。

でも、この検討会に出てきて、現状、現場は混沌としていますね。しかし、この答申を

出しても更に混沌とするのではないだろうか。今、行っていることと、自分の将来はどうなるのかということが具体的に見えない。より混沌としていくのではないか、そんな不安も感じているところです。

しかし、大方はこれで進むのだらうと思っていますし、キャリアパスについてはこの考えどおりでいいだらうと。認定介護福祉士というところでは、職能団体が現状以上に活発に活動していただいて、やはり介護福祉士という職能団体ですから、そこで認定していくことを責任を持ってやっていただきたいというふうに思います。専門介護福祉士というのは、また別だらうというふうに思っています。

以上です。

○駒村委員長 ありがとうございます。

では、中尾委員。

○中尾委員 介護福祉士会の石橋会長がおっしゃったように、資料2で6か月研修の時間数を減らすとしている部分は、介護福祉士の位置付けを高めるためには、当然、反対だらうかと予想しておりました。その上で、現場の状況を説明しますと、現場で働く者の間には、できれば24年度までに介護福祉士を受けてしまおうという動きがある。笑ってしまうのですが、そうなのです。現場のそういう動きも前提としまして、今後、それまでに受からない人がいた場合にはどうしたらいいのかというところで、以前に比べて大分わかりやすい内容になったのではないかと評価はしております。

私も以前から懸念していた2級研修について、ひとつは在宅と施設はおのずと違うということが現場で言われておりますけれども、基本的に学ぶ上ではかなり共通した部分はあるのではないかと。基本的なことでは学ぶ部分としては、やはりそれを残していくことは必要ではないかというところで、2級研修が初任者研修に一本化して、研修内容について「施設・在宅を問わず」とされていることは評価したいと思います。一方で、2級研修で基礎を学んで在宅に出てくるわけですが、私も講師をしておりますけれども、今までの2級研修では足りないなという実感がありますので、この辺はもう少し具体的に充実していただきたいということがあります。

それから、3ページの認定介護福祉士というのは、私も介護福祉士を取得して十数年たちますけれども、その後のキャリアアップのステップがなかったわけですね。本人次第ということもあり得るのですけれども、それなりのきちんとした制度の上にこういう仕組みがあれば、将来的にそこを目指して資質の向上につながっていくのではないかと思います。

450時間が多いのか少ないのかという議論がなされていますけれども、たんの吸引であるとか、医療的ケアの部分は、50時間の研修などが、今、試行事業でなされていますが、これが組み込まれてくると、皆さんの意見を聞いていても、少し不安かなと思いました。在宅では、より自己研鑽を積んで、専門的な分野でもっともっと研修を重ねてということをお求めしていきたい。

うちの職場のことを少し申し上げますと、介護福祉士は5割以上を占めておりますし、



自己研鑽に努め、職員の資質の向上を目指すという高い意識もあります。だから、事業所単位で格差が生じているところを全体としての資質を上げていくという面で、ほんの少しですが、わかりやすく全体に伝わっていく方向性に進められたということは、もう少し議論は重ねていく必要があるとは思いますが、評価したいと思います。

以上です。

○駒村委員長 樋口委員、お願いします。

○樋口委員 私は、利用者といいたまうか、高齢者の側から申し上げますと、何よりも介護職員は（この際、介護職員と言わせていただきますけれども）、さまざまな変化に対応できること、外の社会に連携できること、コミュニケーションがとれること。勿論、水準以上の介護技術があった上で、その3つが、私たちが公的介護制度に頼りたいことの理由だと思っております。

せんだって、私は個人的な取材で、介護に一体どういう階層の人がどのくらいお金をかけているかというのを取材いたしましたら、何と年間1,000万、2,000万とかけている方が結構ございます。私的にお願いして昼夜交代ですると、2,000万ぐらいはすぐ使ってしまう。ただ、私は一種感動いたしましたのは、その人たちが全部要介護認定を受けて、限度までは介護保険を使っていることでした。それは何もケチだからではなく、介護保険によって他の社会につながれる、公的な場につながれるということの安心感がそうさせているのでありまして、私は介護保険制度というのはしっかり堅持していただきたいと思った次第でございます。

今日は老健局から振興課長がいらっしゃっていますので、一言申し上げたいと思いますけれども、介護従事者、介護福祉士というのも、基本的には介護保険制度の枠の中でほとんどの人が働くのだと思います。だいたしますと、今、介護保険の改正案は御作成中だと思いますけれども、中間報告というか、意見書にもございましたように、例えば生活援助を軽度者や介護保険から外すなどということになりましたら、今、言っている介護福祉士やヘルパー2級の研修の中身というのは、全くガラリと変わるはずでございます。混乱の、混沌の、と言われておりますけれども、そうなったときの混乱、混沌というのはちょっと空恐ろしいことございまして、是非老健局振興課におきまして、この辺を御配慮の上、法案をおまとめいただきたいと改めて思う次第でございます。

2番目は、社会的地位の向上というのは、国家試験による資格と待遇、その2つが両面として実現しなければなかなか固まらないと思っております。そのためにこの会も開かれていて、皆様熱心に御論議くださっているわけでございますけれども、私はちょっと矛盾を感じるような気もいたしました。私は、国家試験は、養成校出身であろうと、現場から上がっていかうと、どちらもきちんとなるべく早くするべきだと思います。これを避けて、バリアだけ高くして地位を向上させようというのは無理なのではないか。

日本のあらゆる資格の中で、学校の先生というのは国家試験はないんです。単位取得です。ただし、採用されるときには、恐らく他の国家試験よりはるかに難しい採用試験がご

ざいます。最も何の免許も要らないのが大学の教師でございます。私もつい最近までその職にございましたけれども、あえて言わせていただければ、大学の職員に任用されるときには、特に新設学部の教員になりますときには、今度は文科省の方の厳しい審査がございます。

これから介護職員の方々は国家を左右する労働分野になると思っております。ここに働く方の国家試験を遅らせていくことがいいのかどうか。ここには、大変不満を持っておりますけれども、その他の整合性があるとおっしゃるならば、この前書かれたよりは期日を明記していただきましたので、まあ、いかというのが結論でございますけれども、やはり国家試験というのはとっても大事なんだということ。バリアを高くしようとするなら、国家試験の実施と同じ路線で語っていただきたいと思っております。勿論、待遇の向上というのも、今の支援金につながるようなことを、私どものNPOは言い出しっぺだったものですから、介護保険制度の美学を崩したとって批判なさる向きもございますが、私は、そんなことを言っているときではない、とにかく待遇をよくして人材を集めてほしいと思っております。

そして、研修の仕方でもございますけれども、これはもう少し意見書の中で青写真を書けませんか、受けやすく、使いやすく、かつ内容の高いものに。というのは、例えば全社協さんが大きな研修センターを持っていらっしゃる。これは、介護福祉士の方も含めて、社会福祉主事や施設長研修の場になったり、いい施設だなあと、ため息をつくようなものを持っていらっしゃる。まあ、全国に1つしかないから大変なんですけれども、たまに私が行ってみますと、「ロフォス湘南」ですか、ロフォス湘南に勉強しに来ましたなんてお煎餅ができていて、それをみんなに持って帰るわけですね。そんなものもあるし、例えば認知症の介護士につきましては、御承知のとおり、全国3か所の認知症の研修センターで研修をすすめていらっしゃる。

それよりレベルがもう少し一般化されたものかもしれませんが、特に現場の方が受験資格を取るための研修に関しては、全県に何か所か、養成課程を持つ高校とか、何よりも今日、養成施設の委員がいらっしゃっていますけれども、ここへ行けば何時間でどういう組み合わせで、ある程度の時間はポータブルにできますよという、養成のシステムについて標準化された全国的なマップをつくっていただきたい。そのときに何とんでも中核的な柱をなすのは養成校ではあるまいかと思っております。

それと同時に、資質向上に役に立つのは、医者だって、看護師だって、我々介護を受ける側の当事者だって、介護をしている家族だって、何が一番力になって勉強になっているかといったら、むしろ当事者グループなんです。特に訪問系のホームヘルパーさんたちが出会って語り合って、研修し合う、そういうチャンスが少ないことを本当に残念に思っております。そういう出会いと研修の場は、介護報酬に入れたっていいぐらいだと思いますよ。ヘルパーさんたちが、最低週に一度は上級者からアドバイスを受れたり、そういう場面もつくっていただきたいなと思っております。

最後でございますけれども、私も今までの会議で申し上げましたが、日本の介護水準というのは決して低くないと思っております。欧米と違うところはあっても、これから急激に高齢化していくアジアの一つのモデルになるのは日本だと思っております。介護の標準化について、これだけの議論を進めてカリキュラムなどもいろいろやってきたのですから、これが国際的標準化につながるように、標準化ということがあって初めて専門性ということも確立するのです。それをきちんと、こうした会議をもとに、これは福祉基盤課のお仕事だと思いますけれども、リーダーシップを持って国際的基準のモデルを提出できるような作業を今後とも続けていく、というような決意表明を「おわりに」で書いていただきたいと思っております。

以上でございます。

○駒村委員長 ありがとうございます。

では、宮島さんが途中退席されますので、どうぞ。

○宮島委員 私どもの団体としましては、これまで仕事をしながら研修を受けてきた内容等をこの6か月研修の中に読みかえていただいたことに対しては、ありがたいと思っております。ここで介護福祉士が養成されて、そこで終わっていくわけではなく、やはり仕事をしながらキャリアラダーに乗ってどんどんレベルアップをしていく道筋もあるわけですので、ここだけを特化して議論するというのはちょっと異質な感じを私は持っております。職場の中で介護福祉士を取った後、どのような形で介護福祉士として更にレベルアップをしていくのか、ということを含めて議論していただいていることだと思っておりますので、ファーストステップや、介護福祉士として上級のものを目指していく道筋と併せて、中に記載していただければありがたいかなと思っております。途中で退席させていただきますけれども、これで私の話は失礼します。

○駒村委員長 ありがとうございます。

では、光山委員、お願いいたします。

○光山委員 前々回と1回前と続きまして代理委員をしております、光山でございます。よろしく申し上げます。

全老健としましては、過去一貫して、この600時間につきましては反対ということで主張しておりました。現時点におきましても全体の意見としましては、質の向上という総論については賛成でございますが、現場の混乱ということを含めまして、諸問題を抱えながら進めるのは非常に大変だなというふうに思っております。ただ、現時点に至りましては、実施を棚上げにすることは困難な状況であることも認識しております。したがって、全老健だけではなく、さまざまな団体といろいろ調整しまして、現状分析や対応策を中心に調査・研究事業を立ち上げまして、実施に至りましては、その結果について本検討会に資料として提示したいと伝えるように、平川委員からも言われております。その辺りも含めまして、今後、また継続した議論をお願いしたいと思います。

中尾委員が先ほどおっしゃいましたように、皆さん24年度に向けて頑張っております。